ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

TAIWAN LEGAL UPDATE

2024年5月30日(第14号)

台湾弁護士 呉 曉青 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

Contents

- Ⅰ. 台湾法令アップデート
- ・「電子署名法」の改正
- ・上場会社等の内部統制制度の必要項目へのサステナビリティ情報管理の追加
- ・「証券取引法 43-1 条 1 項における株式取得報告に関する弁法」の改正
- ・「公平交易委員会における著作権、商標権又は専利権の侵害に関する警告書の発行に 関する取扱原則」の改正
- Ⅱ. 台湾法の「今」
- 1. 電子署名法の改正
- 2. 改正大量保有報告制度の施行 台湾弁護士 呉 曉青
- Ⅲ. 今後の関連セミナー等の情報

I. 台湾法令アップデート

<電子署名及び電子文書>

「電子署名法」の改正

〔ポイント〕電子署名の法的要件等を規制する電子署名法は、2024 年 5 月 15 日に改正法が施行され、即日施行された。同法が 2002 年に施行されて以来初めてかつ大規模な改正である。本改正の目的は電子署名制度の実務上の運用への対応、電子署名及び電子文書の利用促進である。詳細は <u>II.台湾法の「今」</u>を参照されたい。

(2024年5月15日に公布、施行)

〔原文〕電子簽章法

<証券取引規制>

上場会社等の内部統制制度の必要項目へのサステナビリティ情報管理の追加

[ポイント] 証券監督当局である金融監督管理委員会(以下「TFSC」という。)は 2024 年 4 月 22 日に、上場会社等株式公開発行会社の ESG 情報の開示クオリティ、信頼性、即時性、透明性及び適法性を向上させるために、「株式公開発行会社における内部統制制度の構築に関する取扱準則」を改正し、サステナビリティ情報の管理を内部統制制度の必要な項目として追加した。具体的な対応方法及び参考事例は、今後改正される予定である TFSC が定める「内部統制制度の有効性判断項目」、台湾証券取引所及びタイペイエクスチェンジが定める「内部統制制度の有効性判断に関する参考項目」に盛り込まれる予定である。

(2024年4月22日に公布、2025年1月1日に施行)

〔原文〕公開發行公司建立內部控制制度處理準則

「証券取引法 43-1 条 1 項における株式取得報告に関する弁法」の改正

〔ポイント〕2023 年 5 月 10 日に改正された証券取引法における大量保有報告書制度に合わせて、同法の下位規定である「証券取引法 43-1 条 1 項における株式取得報告に関する弁法」は改正され、報告書の提出方法、経過規定等が定められた。詳細は 1.台湾法の「今」を参照されたい。

(2024年1月30日に公布、2024年5月10日に施行)

[原文] 證券交易法第四十三條之一第一項取得股份申報辦法

<公平取引規制>

「公平交易委員会における著作権、商標権又は専利権の侵害に関する警告書の発行に関する取扱原則」 の改正

〔ポイント〕公平交易委員会は2024年3月29日に、「公平交易委員会における著作権、商標権又は専利権の侵害に関する警告書の発行に関する取扱原則」を改正した。改正ポイントは、① 警告書の定義に「電子文書」を追加したこと、② 警告書の発行の前提要件の修正(例えば、新型専利(日本法の「実用新案」に相当する)の侵害に関する警告書を発行する際に、技術報告を提示すること)である。

(2024年3月29日に公布、施行)

[原文] 公平交易委員會對於事業發侵害著作權、商標權或專利權警告函案件之處理原則

II. 台湾法の「今」

台湾弁護士 呉 曉青

1. 電子署名法の改正

(1)台湾電子署名法の改正経緯

電子署名の法的要件、効力を規制する電子署名法の改正は、2024 年 5 月 15 日に公布、施行された。 同法が 2002 年に施行されて以来初めてかつ大規模の改正である。

電子署名法は施行以来、長期間にわたり改正が行われず、明確な基準等が欠如していたため、電子署名は実務上あまり普及しているとはいえなかった。今回の改正は、電子署名制度の実務上の運用に合わせ、電子署名及び電子文書の利用促進を目的とするものである。

主な改正ポイントは以下の通りである。

(2)電子署名法の改正ポイント

- ① 電子署名法に定める 2 種類の署名方法(電子署名及びデジタル署名)の区別を明確にした。具体的には、「電子文書に付随かつ関連し、電子文書の署名者の身元、資格及び電子文書の真偽を識別、確認するためのもの」という電子署名の定義を維持して、デジタル署名は電子署名の 1 種であり、同法の要件を満たした証憑機関が発行した証憑を有する電子署名であることが明確になった(同法 2 条)。また、デジタル署名の効力について、一般の電子署名より高い安全性及び信憑性があるため、本人が自ら署名したとみなすことが追加された(同法 6 条)。
- ② 台湾政府の組織再編に合わせて、電子署名法の主務官庁を経済部からデジタル発展部に変更した (同法3条)。
- ③ 電子署名法の要件を満たした電子文書及び電子署名の効力は、実体の文書及び署名と同等の効力を有することを明文化した(同法4条)。
- ④ 電子文書及び電子署名の利用を促進するために、改正前の「相手方の同意」の利用要件を削除するとともに、相手方がいる場合(例えば契約の締結)に電子署名及び電子文書を使用する前に、相手方に電子署名及び電子文書の利用を拒否する機会又は代替方法を与えなければならないとされた(同法 5 条)。
- ⑤ 電子文書及び電子署名の適用除外について、行政機関が公告をもって所轄分野の特定文書・署名について電子署名法の適用を除外することができる旨の規定が削除され、法律による適用除外のみが認められるようになった(同法 11 条)。また、行政機関が改正前の電子署名法に基づき公告した適用除外事例について、改正法が施行されてから 1 年後(すなわち 2025 年 5 月 15 日以降)に失効するという経過規定も定められた(同法 18 条)。
 - ⑥ 台湾でデジタル署名に関する証憑サービスを運営する外国企業について、当局であるデジタル発展部

がかかる許可を与える際の検討要素について、国際互恵の原則のほか、相当する安全条件又は技術相互提携(例えば、EU 又は ISO など国際的な技術水準を満たしている場合)の原則を満たすことも 1 つの要素として追加された。(同法 16 条)。

2. 改正大量保有報告制度の施行

(1)台湾証券取引法における大量保有報告制度の改正

2023 年 5 月 10 日付け証券取引法の改正により、大量保有報告書を提出する基準は、改正前の「発行済み株式総数の 10%超」から「発行済み株式総数の 5%超」に引き下げられた。当局である金融監督管理委員会(以下「TFSC」という。)は 2024 年 1 月 30 日に、下位規定である「証券取引法 43-1 条 1 項における株式取得報告に関する弁法」を改正しており、同改正弁法は、証券取引法と同じ日の 2024 年 5 月 10 日に施行された。

改正後大量保有報告制度の概要は以下の通りである。

① 証券取引法における大量保有報告書の提出義務

証券取引法によれば、単独又は他人と共同して、上場会社等株式公開発行会社 ¹の発行済み株式総数 5%超を取得した場合、取得後 10 日内に、TFSC に対し大量保有報告書を提出する必要がある。報告書が提出された後報告事項に変更がある場合、変更報告書を提出する必要がある(同法 43-1 条 1 項)。

②「証券取引法 43-1 条 1 項における株式取得報告に関する弁法」の主な改正内容

同弁法は、証券取引法における大量報告書提出基準の改正に合わせて、下記規定を改正した。

i. 提出方法

改正前の同弁法によれば、報告義務者は、TFSC が管理している上場会社等情報開示サイト(MOPs)²で大量保有報告書をアップロードするほか、TFSC に対し大量保有報告書のハードコピーを提出する必要があった(同弁法 6条)。改正後同弁法によれば、報告義務者は MOPs で大量保有報告書をアップロードするだけで提出義務が履行されたこととされる。

ii. 政府系年金基金等に関する特別規定

報告義務者が政府系年金基金等である場合、その投資政策に高度の公益性があることに鑑み、半年に 1 回の特別報告義務が課され、また、その反面報告内容が簡素化された(同弁法 8 条)。

ii. 経過規定

改正後証券取引法が施行される 2024 年 5 月 10 日前に株式公開発行会社の発行済み株式総数 5% 超を取得した者は、同法が施行された後に大量保有報告書の報告義務者となるため、施行日より 10 日内に 大量保有報告書を提出する必要がある(同弁法 11 条)。

具体的には、大量保有報告書の提出期限は以下の通り、取得日及び保有割合により変わる。

https://mops.twse.com.tw/

^{1 「}株式公開発行会社」とは、証券取引法に基づき、定款で不特定の者に対し株式を発行する旨を定める株式会社をいう。上場会社、店頭登録会社は株式公開発行会社に該当するが、非上場の株式公開発行会社もある。

² 上場会社等情報開示サイト(MOPs)

- 2024年5月9日以前に取得した場合
 - a. 保有割合 10%超:取得日より10日内
 - b. 保有割合 5%超~10%:2024 年 5 月 20 日まで
- 2024年5月10日以降、5%超を取得する場合:取得日より10日内

(2)補足:上場会社等の内部者の保有状況に関する報告義務

大量保有報告制度とは異なり、証券取引法は、上場会社等株式公開発行会社の内部者に対しても株式 保有状況についての報告義務を課している。

同法によれば、株式公開発行会社は毎月当局に対し、その取締役、監査役、支配人及び大株主(保有割合 10%超)(以下併せて「内部者」という。)が保有する株式の種類及び株式数を報告する必要がある。具体的には、内部者の保有株数に変更がある場合、変更日の翌月の 5 日までに会社に対し報告し、会社は毎月の 15 日までに内部者の変更報告を統合した上で、当局に対し報告する必要がある(同法 25 条)。

内部者の株式保有状況に関する報告義務は、大量保有報告書の提出義務と異なる法的義務であるため、 台湾の上場会社等株式を10%超取得する場合、二つの義務をそれぞれ遵守する必要があることに留意され たい。

以上

III. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

第32回(中国メインランド): 2024年6月20日(木)

テーマ未定

講師:

尾関 麻帆(弁護士、当事務所北京オフィス代表、スペシャル・カウンセル)

銭 一帆(当事務所上海オフィス顧問)

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

「中国の独占禁止法」

3月19日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」

1月23日配信

講師:台湾弁護士 呉 曉青

「中国セクハラ規制の最新動向と対応」

12月12日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひチャンネル登録をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画はこちらからご覧いただけます。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。 台湾弁護士 <u>呉 暁青</u> (<u>wu.hsiaoching@amt-law.com</u>) 日本及びニューヨーク州弁護士 <u>中川 裕茂</u> (<u>hiroshige.nakagawa@amt-law.com</u>) 日本弁護士 <u>若林 耕</u> (<u>ko.wakabayashi@amt-law.com</u>)
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com